岩倉市狂犬病予防運営要綱

岩倉市狂犬病予防運営要綱（平成１２年４月１日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号。以下「法」という。）、狂犬病予防法施行令（昭和２８年政令第２３６号）及び狂犬病予防法施行規則（昭和２５年厚生省令第５２号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩倉市が行う狂犬病予防の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第２条　犬の所有者は、法第４条第１項の規定に基づき、犬の登録申請をするものとする。

２　前項に基づく犬の登録申請は、犬登録申請書（様式第１）によるものとする。

（登録）

第３条　市長は、前条の規定による申請があったときは、法第４条第２項に規定する登録原簿（様式第２）に登録し、その犬の所有者に犬鑑札を交付する。

（鑑札）

第４条　前条に規定する犬鑑札（様式第３。以下「鑑札」という。）は、規則第５条第１項ただし書の規定に基づき、市長が定めるものとする。

（鑑札の再交付）

第５条　規則第６条第１項の規定による鑑札の再交付の申請は、犬鑑札再交付申請書（様式第４）によるものとする。

（犬の所在地等変更届）

第６条　規則第９条の規定による犬の登録事項の変更の届出書は、犬の所在地等変更届（様式第５）によるものとする。

２　市外からの犬の所在地等変更をしようとする者は、犬の旧所在地の市町村長が交付した鑑札を前項の届出書に添付するものとする。

（再登録）

第７条　市長は、前条の規定により犬の所在地等変更届があったときは、規則第６条の規定により鑑札を再交付する。ただし、市外からの犬の所在地等変更届についてのみ適用する。

２　市長は、市外から犬の所在地等変更届があったときは、犬の所在地等変更通知書（様式第６）により旧所在地の市町村長に通知する。

３　犬の新所在地の市町村長から通知を受けたときは、当該犬の原簿の帳票（様式第７）を、当該通知をした市町村長に送付し、当該犬の原簿に所在地変更の処理をして登録を削除するとともに、原簿を１年間保管する。

（予防注射）

第８条　市長は、法第５条の規定に基づき、予防注射を実施し、予防注射を受けた犬の所有者に狂犬病予防注射済票を交付する。

（狂犬病予防注射済票）

第９条　前条に規定する狂犬病予防注射済票（様式第８。以下「注射済票」という。）は、規則第１２条第３項ただし書の規定に基づき、市長が定めるものとする。

（注射済票の再交付）

第１０条　規則第１３条第１項の規定による注射済票の再交付の申請は、狂犬病予防注射済票再交付申請書（様式第９）によるものとする。

（犬の死亡届）

第１１条　規則第８条第１項の規定による犬の死亡の届出書は、犬の死亡届（様式第１０）によるものとする。

２　前項の届出には、鑑札及び注射済票を添付しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

（犬の所在不明届及び海外渡航届）

第１２条　登録された犬が所在不明になったときは、犬の所在不明届（様式第１１）により届け出るものとする。

２　登録された犬が長期海外渡航するときは、犬の海外渡航届（様式第１２）により届け出るものとする。

（登録抹消願）

第１３条　所有者が所在不明犬又は海外渡航犬の登録を削除することを希望する場合は、登録抹消願（様式第１３）により処理することとし、当該犬の原簿を１年間保管する。

（手数料の徴収）

第１４条　この要綱に定める手数料の徴収は、岩倉市手数料条例（平成１２年岩倉市条例第７号）によるものとする。

（雑則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（鑑札に関する経過措置）

２　改正後の岩倉市狂犬病予防運営要綱第４条の規定は、平成２２年４月１日以後に交付する鑑札から適用し、同日前に交付する鑑札については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。